

末川 清著

## 『近代ドイツの形成——「特有の道」の起点』

北村 昌 史

二〇世紀の世界史を語る際にナチズムが欠かすことのできない重要なテーマの一つであることはいまさら強調するまでもあるまい。一九世紀ドイツを研究する際にも、ナチズム勃興の歴史的背景をこの時代に求める視点がでてくるのも当然のことといえよう。戦後の日本における一九世紀ドイツ史研究はほぼこうした問題意識のもとおこなわれてきたといえる。その際ある程度の近代化をなしたイギリスやフランスとは異なり、一九世紀ドイツに前近代要素が多分にみられることが、ナチズム成立にとって決定的要因であるという解釈が通説的位置を占めてきたといっている。この解釈が前面にでてくる背景には、戦後日本に課せられた民主化という課題があったことはいまでもないだろう。

一八世紀から一九世紀中葉にかけてのドイツ社会の変遷をたどった本書は、こうした戦後史学という大きな潮流の中に位置づけられる研究であり、ほぼ四〇年にわたってこの時期のドイツ、とくにプロイセンについて着実な研究を進めてこられた末川清氏が、既発表の論文を土台に、新たな書き下ろし部分を加えて構成した

ものである。書き下ろし部分もかなりの量におよび、また既発表論文もドイツ・プロイセン史に関する著者の大きな見通しの中に位置づけ直されているので、本書は単なる論文の寄せ集めではなく、骨太な構想のもと書かれた一つの「作品」としての体をなしている。現在ほど文献入手の条件が恵まれない時代に研究を進めてこられた著者は、二次文献や入手しえた史料の丹念な読み込みによって当該時期のドイツ社会に肉迫している。その結果、本書はそうした文献上のハンディを感じさせないものとなっている。まずは本書の内容を抜い摘んでのべていこう。

「序言」において本書全体を貫く問題意識があらわれる。本書の中心の問題は、一八世紀後半から一九世紀中葉の近代ドイツの形成過程における「数世紀にわたり存続した権威主義的国家」の意義と役割を説明することにある。こうした問題設定の背景には、一九六〇年代後半からドイツの歴史学界でも強く意識されるようになった、ドイツ「特有の道」論がある。これは、ナチス成立の歴史的背景を、近現代ドイツ社会における、前近代的な権威主義的統治体制、伝統的支配エリートの存続、反議会主義的官憲Ⅱ司直国家の機構、非自由主義的政治文化に求める議論といえる。この批判的「特有の道」論には肯定的「特有の道」論というべき立場、そしてイリーとブラックボーンによる批判もあるが、著者はこの立場の有効性を強調する。それは、民主主義と「市民」の形成を政治文化上の価値基準にするという観点と、政治的紛争の解決には権威主義よりも議会制民主主義の方が有効であったという経験による。この「特有の道」論を念頭におき、権威主義的統治体制が一八世紀中葉の「国王絶対主義」、一九世紀初頭の改革を

へて生じた「官僚絶対主義の主導する行政国家」一八四八年の革命を契機とする「行政国家型憲政」へとその本質を存続させつつ「メタモルフオーゼ」し、第二帝政の前近代的な統治体制にいきつくという観点でプロイセンの政治史が描かれる。本書では、権威主義的統治体制が存続したのはどのようなメカニズムによるのかという課題が具体的問題として設定され、その際メカニズムの内在的理解および「動」と「反動」の交錯としてプロイセン政治史を捉えることの必要性が強調される。

第一部「上から」の近代化」は、「国王絶対主義」に関するⅠ・Ⅱと一九世紀初頭の改革をあつかったⅢにその内容が整理できる。

「Ⅰ プロイセン絶対王政による西欧の変革思想が、プロイセンでは絶対王政安定のイデオロギーとして利用されたことが指摘される。このプロイセン絶対王政のもとでは東部の大土地所有貴族が、郡や「領主支配領域」において行政・司法上の特権（オーブリーヒカイト）を有し、そのため中央権力と騎士領所有者の割拠的権力の併存状態がみられた（Ⅱ 絶対王政の二重構造）」。

こうした「国王絶対主義」にナポレオンとの戦争を契機とする改革がどのような手を加えたのが「Ⅲ 一九世紀初頭のドイツにおける改革」で整理される。まず、この時期におけるドイツの近代化の地域類型（ライン左岸地域・ライン同盟地域・プロイセンとオーストリア）が試みられる。西南ドイツでは「社会経済的には保守主義、政治的には立憲主義」、プロイセンでは「社会経済的には自由主義、政治的には官憲国家的構造」が生じた。プロイセンにおいては改革を通じて「伝統的シュテンデ制によりかか

り絶えずこれと協調しながら、自由な経済社会を発展させよう」と志す「官僚国家」が成立する。この国家の構造を具体的に論じるのが第二部の課題の一つである。

第二部「一八四八年の革命」ではまず「Ⅰ 問題の提起——『特有の道』にとつての転換点」で三月革命前後の変革運動をとりあげる意味が論じられる。第一部のⅢで確認したプロイセンと西南ドイツとの改革の帰結の違いから、ドイツの近代化にも西南ドイツという、プロイセン的「特有の道」の修正の可能性があったことが確認され、その可能性を今度はプロイセン王国内部にも探ろうというのである。

「Ⅱ『三月前期』の政治と社会」では、「官僚絶対主義の主導する行政国家」の構造と、それに対抗していくことになる一八四〇年代の民主主義思想についての概観が試みられる。前者については、コーゼレックの論文「一八一五年から一八四八年までのプロイセンにおける国家と社会」（一九六二年）に依拠してその内実が語られる。その際、「行政国家」と流動する社会の対応関係から状況が読み解かれる。まず、当時のプロイセン社会の体制変革の主唱者は「行政」であった。つまり、自らを「公共的身分」と意識した官僚が、社会の改革を指導する。「行政」は、「合法的社会革命」をおこない、その結果として新経済社会が誕生する。ところが、そこで生じた社会問題の解決はおざりにされ、そこに国家と社会の分離過程の進行が伺える。さらに、一八四〇年代以降、市民に対する後見が警察国家的な強圧に転じ、それは官僚の精神的指導性の喪失を意味している。その結果として、自由な経済社会が「行政国家」に敵対することになり、それが革命の主

要な前提をなす。他方、東部諸州における騎士領所有者は、以前同様「国家内国家」としての機能を維持しつつ、また一八四〇年以降国政に直接自分たちの利害を反映させようとした。こうして「行政」が作りだした「経済社会」が、今度は革命の前提となり、「行政」に対抗していくことになる。その中から様々な変革思想が形成されていく。転機として重要なのは一八四〇年代であり、それ以前の初期自由主義から、ブルジョワ自由主義、急進民主主義、そしてマルクス主義が派生したという。著者は当時の諸党派の活動を、ガルの論文「自由主義と市民社会」（一九七五年）をもとに整理する。ガルは、初期自由主義のもとでは市民社会が発展するにつれ均質な無階級社会が成立すると考えられていたのが、世紀中葉には工業化の進展に対して三通りの反応が派生したと主張する。すなわち①中産身分の政治的解放を目指す教条主義的反応、②時流迎合的反応、そして③社会政策の推進を目指す修正主義的反応であり、著者はこのうち①と③を急進民主主義の潮流に分類する。一八四〇年代の民主主義者は、自立的な市民の自己増加を目指した初期自由主義とは、自立的な市民の育成を政策的・意図的におこなった点で異なり、同時代の自由主義者とくらべると、「社会問題」により積極的にとりくんだことから異なった政治論をもつにいたった。

こうした革命前後の諸党派を個別具体的に論じているのが「Ⅲ 一八四八年の諸党派と民衆」である。「Ⅰ 一八四八年のヨーロッパ」で、封建制・君主や封建貴族の専制支配の転覆と、資本主義的搾取関係およびブルジョワ支配体制の糾弾という二つの問題が交錯したことから、一八四八年がヨーロッパの「曲がり角」と

しての意味をもつことが指摘される。

続く「2 三月革命期におけるライン自由派の政治的性格」は、革命的使命をなげうったと従来評価されてきた三月革命期のドイツ・ブルジョワジーについて、上層ブルジョワからなるライン自由派の分析から再検討を試みたものである。後に三月内閣を形成することになる彼らの思想に、党派きつての合理的実践家とされるハンゼマンの「覚書」を通じて検討が加えられている。この「覚書」の分析からは、彼が、行政国家的官僚制の打倒と東部大土地所有貴族の地方における権力の破砕を通じてブルジョワ支配の貫徹を目指したとともに、君主主義的・貴族制的要素によって大衆支配を防止しようとしたことが明らかとなる。

ライン自由派との対比のもと民主派の特徴をつかもうとしたのが、「3 三月革命期における民主派の政治思想」である。ここではヴェンデの『三月前期の急進主義』（一九七五年）に導かれつつ、ヤコービとデスターが具体的考察の対象となる。まず、憲法制定については自由派が君主制や貴族制の原則にたち、「法の連続性」などが前面にでるのに対して、民主派では君主主義原理からの絶縁を迫る立場から「民定」がその原則として主張される。次に、政治体制については自由派は既存の体制を「改革」して君主制、貴族制、官僚制によるブルジョワ的「自由と秩序」の維持を目指したが、民主派は「革命」によって「君主主権に対する人民主権」「後見に対する自治」「特権に対する同権」を創出することを目指した。この民主派に、「行政国家型憲政」にいたるのとは対照的な民主主義的發展への萌芽が伺える。

民主派と農民の関係を論じたのが、「4 三月革命期における

封建的賦課廃棄の運動」である。ここでは、シュレージエンの農民協会の活動とプロイセン国民議会の立法過程がとりあげられる。まず、革命期の農民運動は、一九世紀初頭以来のプロイセンの農業改革の過程でもとくに強力な下からの変革運動であった。運動を強力にしたのは、封建的賦課と領主的特権からの解放という共通の目標による民主派、上層農民、小土地所有者の結合である。四八年一月二〇日の仮条例によって上層農民は目標を達成したとして身をひくが、下層の住民は決して満足せず、よりラディカルな方向にすすむ。結果的にシュレージエンの農民運動は、上層農民を封建制の最後から解放する運動であった。

「5 一八四八年秋の『労働者友愛会』の立場」では、民主派の政治路線が大衆的基盤をもちうるかどうかが議論されている。ここでは、三月革命に展開した労働者運動の三つの潮流、①社会保守主義②社会改良主義③社会革命のうち、「革命期におけるドイツ労働者の最大、もっとも広汎な組織」であり、②の潮流にある労働者友愛会が検討の対象となる。機関誌『友愛』のボルンの諸論説が史料である。ボルンの論説では、「社会問題」の解決のために労働者が結集してつくられる「組合」主義的潮流が優越している。この「組合」からは政治体制の民主主義的変革の構想は導きだされず、人民主権の確立の課題が「社会問題」との間に論理的連関を失い、結果として民主派は労働者の支持をえられなかった。

第二部で検討の対象となった「下から」の変革の動きをうけ、プロイセンの統治体制がどのように「メタモルフォーゼ」したのか、第三部『「行政国家」型憲政の確立』でとりあげられる。

「I 欽定憲法の制定」で革命を契機に制定されたプロイセンの憲法に検討が加えられたのち、「II 『行政国家』型憲政とローレンツ・シュタイン」ではシュタインの『プロイセン憲法問題に寄せて』（一八五二年）を題材に革命後のプロイセン統治体制への分析が試みられる。シュタインは、一八五〇年のプロイセン憲法体制を、「真の憲政」に対する「特殊プロイセン的憲政」とよび、その特色として強大な君主主権を梃子とし、行政府が議会の掣肘をうけずに国政を運用したことをあげている。それは官僚絶対主義の伝統が「行政国家型憲政」に形を変えて継承したものであると著者は位置づける。このシュタインが、明治日本にどのような政治体制の導入を薦めたのかを検討しているのが「III ローレンツ・シュタインにおける日本とドイツ」である。

本書の実証的成果が現代ドイツにどのような意味をもつのかを「エピローグ 『プロイセン』論の現代性」が論じる。そこでは、「プロイセン」の年ともいわれた一九八一年のプロイセン展覧会、書物などの分析を通じてプロイセン的・権威主義的要素が現代ドイツにも根強くみられることが強調される。

以上、本書は、ファシズム成立の歴史的背景を探るといって戦後日本におけるドイツ史研究の問題意識に立ちつつ、一八世紀後半から一九世紀中葉にかけてのプロイセン社会の変遷を「国王絶対主義」→「官僚絶対主義の主導する行政国家」→「行政国家型憲政」という観点から鮮明に再構成したものである。また、本書の実証面での庄巻は、第二部Ⅱで試みられている三月前期・三月革命における様々な党派・運動の思想と活動に関する分析であろう。もっとも、本書の含著はこれにとどまらない。後に詳論するもの

をのぞいても、次のような点を指摘しえよう。まず、日本のドイツ史研究においては一八世紀研究と一九世紀研究が、相互のつながりが問われないまま別個に進められているきらいがある。本書は、両者の架橋を試みた点においても十分な意義がある。第二に、必ずしも十分に展開されているとはいえないものの、一九世紀ドイツ史研究の、プロイセン中心主義ともいべき傾向を改める必要性が強調されていることは、今後のドイツ史研究に欠かせない観点であろう。第三に、一九世紀初頭にドイツの各邦で試みられた改革の概観と類型化も、従来この時期の改革の中でもプロイセンのそれにもつばら焦点があてられてきたという研究状況を鑑みれば、その有用性は極めて高い。第四に、ローレンツ・シュタインを介した日本とドイツの比較の試みも、本書に大きなふくらみをもたらしている。本書は一つの見通しをうちだした点でも、実証的な点でも近現代ドイツ史研究にとって大きな意義をもつものといえる。しかし、そうした本書でも、何らかの問題を免れていないわけではない。

本書の問題点としてまず「国王絶対主義」↓「官僚絶対主義の主導する行政国家」↓「行政国家型憲政」という本書のうちだした大きな見通しにふれたい。一九世紀以降、プロイセンの統治機構が官僚の肥大という現象によって特徴づけられることを考えると、この観点でプロイセンの統治機構の変遷を整理することは一つの解釈として有効性をもちえるようにおもえる。すくなくとも最初の二つの段階は本書でも十分な材料をもとに論じられ、メカニズムの内在的理解および「動」と「反動」の交錯として把握するという「序言」での方針に対応しているし、議論に説得力があ

る。しかし、「行政国家型憲政」については事情が異なる。

まず、議論の根拠が、欽定憲法の分析をのぞけば、ローレンツ・シュタインという一学者の言説だけであり、統治機構の内実についてふれられることはほとんどない。したがって、本書の「行政国家型憲政」はシュタインの頭の中で語られる一つのイメージ以上のものをでていない。「行政国家型憲政」という概念を帝政期の統治機構にも適用しようとしていっているが、この点についても論拠はシュタインのみであり、著者の主張を素直にうけいれるにはかなりの抵抗を感じる。さらに、「行政国家型憲政」がその後のドイツ社会の変化（都市化・工業化やドイツ統一・第一次世界大戦・大恐慌など）を経てどのように「メタモルフォーゼ」し、ナチズムにいたったかにふれられていないため、本書がナチズムの歴史的背景の探求という本書の元々の問題関心に答えていないこともここで指摘しておこう。

次に、第二部の叙述を豊かなものとした「別の道」、すなわち「下からの」ないしは「社会」の動きの探求が、「行政国家型憲政」をあつかう第三部では考察の対象から外されている。その結果、第三部の叙述が第二部に比べて平板なものに留まっているのは否定できない。たとえば、第二部で詳細に検討された民主派や自由派が革命後にはどのような状況におかれ、どのような活動をしていたのだろうか？ こうした問題に答えることは、三月革命を境としたプロイセン社会の転換を本書とは別の角度から照射することにはかならないのだが、本書ではとくに議論の対象となっていない。ただし、こうのべるのは評者の無い物ねだりではない。本書においてその思想や活動が「大部分のドイツに適合的とおもわ

れる民主派」と位置づけられるJ・フレーベルに関して著者が近年進めてこられた、一連の研究<sup>①</sup>があるのを知っているからである。フレーベルは急進民主主義思想から現実的権力政治論へと、三月革命を挟んでその思想を大きく変えたのだが、その変化が本書の構想の中でどのように位置づけられるのであろうか？ また、本書の叙述からは、三月革命後の「行政国家型憲政」の時期には「社会」の動きが完全に封じられたような印象をうける。しかし、たとえば、本書でも「社会」の側の社会問題解決の試みとしてとりあげられる「組合」の活動が本格的に展開するのは三月革命後のことである。三月革命後、「社会」の活動はより活性化したというべきであり、国家もそうした「社会」の動きから超然としえたわけではなからう。

本書の抱える問題として次に本書の基本的な視角である「特有の道」論に関わる論点をあげておこう。この「特有の道」論に対してイリーらが一九八〇年に発表した著作において批判を加え、それをきっかけにいわゆる「特有の道」論争がひきおこされたことは行論の必要からここで確認しておきたい。その批判においてイリーらは、ヴェーラーら社会構造史派にみられる「特有の道」論は、実態から遊離した、理想化されたイギリスとフランスに関するモデルをもとにする誤った比較によるものであると主張した。「特有の道」論争の洗礼をうけつつ、研究者としての道を歩みはじめた評者は、著者の基本的な視角を無批判に共有しうるわけではない。とはいえ、ことは一九世紀ドイツを巨視的にどう捉えるかという問題であり、議論がそうしたレベルになってしまえば、「特有の道」論がそうした視点の選択肢の一つに十分なりうるこ

とは評者も認めるに吝かではない。「特有の道」論に対する著者と評者の立場の違いは、一九三三年生まれで、戦後民主主義教育の洗礼を強烈にうけた著者と、一九六二年生まれで、高校生の時代は「しらけ世代」、長じると「新人類」とよばれた、いわば絶対的な価値観が崩壊した世代に属する評者との間の世代差から来るものなのかもしれない。ただ、議論をこうした世代差に還元させてしまうのであれば、学術書に対する書評とは言い難いものとなってしまう。ここでは、次の二点を指摘しておくたい。

まず、本書が、「特有の道」論の多くがとる単線の発展史観から脱却し、その議論が別の地平に到達していることをあげることができよう。本書では、「特有の道」論においては「上から」教導される対象として消極的な意義があたえられているにすぎない「下からの」変革の動きが重要な考察の対象となっている。そうした動きをうけて統治機構側が柔軟に「メタモルフォーゼ」していく様を描くことも本書の意図の一つであり、本書は「特有の道」的ドイツ史像においては硬直的とみられがちなドイツ社会が「下からの」動きをうけつつ躍動的に変貌していく様を具体的に再現することに成功している。一九世紀初頭の改革の全ドイツ的概観やプロイセン偏重主義への留保を含め、本書を読んだ者がうけるのは、ドイツの近代が様々な「道」の絡み合いのもと進んだというイメージといえよう。したがって、本書の構想全体に「特有の道」という枠組みをあてはめることは、かえって本書のもつ意義を貶めることになりかねない。

次に、著者は批判的「特有の道」論の有効性を主張する際、民主主義と「市民」の形成を政治文化上の価値基準にするといった

著者の政治的な価値観を根拠にしている。それに対して現在の学界の中で「特有の道」によるドイツ史理解を前面に押し出すことにどのような意義があるかは本書からは伺えない。すくなくともイリイらの批判の問題点の検討は、「特有の道」論をあえて前面にだされるのであれば、議論を進める上で必要な手続きであったろう。たしかに「特有の道」論争は、それ自体からは生産的な成果をあげないまま、尻すばみに終わった感があるのは否めない。また、論争以後のドイツ史学界の動向を包括的に論じる用意は評者にもない。ただ、論争をきっかけとして、「市民層」や「自由主義」といった、「特有の道」論的ドイツ史理解でも重要な位置を占める要素の再検討が進められていることには言及しておいてもよからう。これらの研究では、「特有の道」論の枠組みを超え、より実証的に当時の市民層の実態の解明が試みられている。その結果、従来の「特有の道」論では「弱さ」が強調されたドイツ市民層のイメージ（ブルジョワジーの封建化）などは近年修正されつつある。現在「特有の道」論争を超えて近代ドイツ史研究が進んでいるといえ、そうした中で「特有の道」論的解釈を前面にだすことの意義づけを明確にしていただけならとおもう。先にも述べたように、本書は「特有の道」論的枠組みを超えていることにその意義の一つがあるとおもわれるだけに、こうした感慨はより一層強く感じられるのである。

この「特有の道」論に関する議論に限らず、一九八〇年代以降の研究に対する本書の立場が明示していないため、本書の研究史上の意義が些かみえづらくなってしまうことも本書の問題点としてあげておく必要がある。邦語文献に限っても、本書と密

接に関わる業績が数多く世に問われているのである。補注でそうした研究をいくつかあげておられるが、それらの研究と本書との違いまでは十分に検討されていない。とくに労働者友愛会については近年の山井敏章氏による研究がある。著者が、「組合」と人民主配はボルンの議論においては切れていると位置づけるのに対して、山井氏は、この両者をボルンは密接な論理的連関のもとにおいたと主張し、二人の見解は完全に食い違っている。著者は、山井氏の批判に対する解答を「他日を期したい」としているが、本書をまとめる際に何らかのコメントを用意しておくべきであったのではなからうか。総じて、本書が明らかにした様々な事実が今もわれわれに貴重な知見をあたえてくれることを考えると、補注の類をより充実させ、それらの知見の現代的意義を明示していただきたかったという思いは禁じえない。

ドイツ社会全体に対する本書の「現代性」を語るエピソードにも同様の問題がある。エピソードでは一九八一年のプロイセン展覧会に関する言説を通して、現代ドイツにおける権威主義がいまだ大きな問題を孕んでいることが指摘される。ここでは、エピソードで語られる「現代」がすでに一五年前のものであることに注意を喚起したい。いうまでもなく、ドイツはこの一五年間ドイツ統一を頂点とする大変動のもとにおかれたわけであり、「一九八一年」をもってドイツの「現代性」を語るのにはかなり躊躇を覚えざるをえない。ネオナチや緑の党に対して著者がどのように考えているのか知りたくおもう。

以上いくつかコメントを試みたが、誤読や誤解に基づくものがあれば、著者の御海容を乞うばかりである。さて、本書評の最後

に次の点だけは記しておきたい。すなわち、本書を通読してとくに感銘をうけたのは、実証的な研究を著者独自の大きな視野につなげていく際の議論の周到さである。個々の研究がコーゼレックやガルといったドイツ人の研究者の議論を介して当該社会に位置づけられた上で、ドイツ史についての著者の見通しの中に位置づけ直される。そのため、読者は、個別具体的な事象から無理なく著者の大きな見通しに視野を拡げることができるのである。近年の西洋史研究が、史料へのアクセスの改善に伴い、その代償として細分化が進み、そこに大きな視野が見失われつつあるのは否定できない。それだけに、そうした傾向に本書がもつアンチテーゼとしての意義は極めて大きいという点を、自戒の念を込めつつ指摘して本書に対する書評を締めくくりたい。

- ① 末川清「一八四〇年代ドイツの急進主義の思想像——J・フレーベルを中心に」西川長夫・松宮秀治・末川清編『ロマン主義の比較研究』有斐閣、一九八九年、同「革命後のユーリウス・フレーベル——ある

Forty-eighterの足跡』『立命館史学』一〇、一九八九年、同「ユーリウス・フレーベルと『ドイツ問題』』『立命館文学』五三四、一九九四年。

- ② デーヴィット・ブラックボーン、ジェフ・イリー『現代歴史叙述の神話——ドイツとイギリス』晃洋書房（望田幸男訳）、一九八三年。論争については松本彰『ドイツ特殊な道』論争と比較史の方法『歴史学研究』五四三、一九八五年。

- ③ Jürgen Kocka (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1995.

- ④ 山井敏章『ドイツ初期労働者運動史研究——協同組合の時代』未来社、一九九三年。

(A5判 iii+iv+九十六頁 一九九六年二月  
晃洋書房 五九〇〇円)

(新潟大学教育学部助教授